

# 平成19年4月1日から

# 児童手当制度が拡充されました

今回の改正については、保護者の皆様からの特段の手続きは必要ありません。昨年と同様、6月に現況届の提出を行ってください。なお、改正の対象となるのは平成19年4月分、支給月は平成19年6月（の手当からとなります）。

3歳未満の乳幼児の保護者に対する児童手当		
	改正前	改正後
第1子、第2子	月額5千円	月額1万円
第3子以降	月額1万円	月額1万円

3歳以上の乳幼児の保護者に対する児童手当	
第1子、第2子	月額5千円
第3子以降	月額1万円

所得制限のため支給されていない保護者の方は申請（認定請求）が必要です。

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育しているものの、所得制限により平成18年度（平成18年6月分～平成19年5月分まで）の児童手当を受給できなかった方は、5月中旬に新たに児童手当の認定請求が必要です。支給資格は平成18年中の所得を基準に審査します。

5月未までに請求がない場合、資格があっても6月からの受給はできませんのでご注意ください。なお、現在受給中の方は6月に現況届の提出をお願いいたします。

## 請求に必要なもの

申請者本人の健康保険被保険者証等（申請者が厚生年金等の加入者の場合）  
 印鑑（認印可）  
 申請者名義の金融機関口座（ただし、郵便局を除く）  
 （平成19年1月1日に武雄市に住所がなかった方のみ）所得証明書  
 所得証明書は6月以降に旧住所地から取り寄せて、提出してください。

## 問合せ先

支援課 家庭支援係

電話 ②3 9216

山内支所 暮らし課

福祉健康係

電話 ④5 2906

北方支所 暮らし課

福祉健康係

電話 ③6 6020



担当 松尾

## 民生委員・児童委員の日

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

「民生委員・児童委員」は、地域の皆さんの悩みごとや生活で困ったことなどの気軽な相談相手として、また、市との架け橋として福祉の向上を目指しています。

市内には、厚生労働大臣から委嘱された142人の民生委員・児童委員（うち児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員18人）がいます。それぞれの担当地域で、市民の方の協力をもとに、身近な生活の相談員として活動しています。また、守秘義務（仕事で知りえた市民の方の個人情報提供してはならないという義務）を負っています。気軽にご相談ください。

### 主な仕事

福祉事務所、児童相談所など行政機関への連絡、活動協力  
 生活保護、児童、母子、高齢者、心身障がい者などに関する相談、助言、指導  
 地域福祉の向上のために行う自主活動など

問い合わせ 暮らし部 福祉課障害・福祉係  
 電話 23・9235

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	国民年金加入者（児童手当）	厚生年金、共済年金など被用者年金加入者（特例給付）
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円